

公聴会参加者等の実費弁償条例の一部を改正する条例

公聴会参加者等の実費弁償条例（昭和30年三鷹市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に、「第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項」を「第109条第5項及び第115条の2第2項」に、「第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項」を「第109条第5項及び第115条の2第1項」に、「第8条第5項」を「第8条第6項」に改める。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出します。

公聴会参加者等の実費弁償条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の3第3項及び第100条第1項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人、<u>第109条第5項及び第115条の2第2項</u>の規定により出頭した参考人、第199条第8項の規定により出頭した関係人、<u>第109条第5項及び第115条の2第1項</u>の規定による公聴会に参加した者、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第29条第1項の規定により出頭した農地等の所有者、耕作者その他の関係人並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第8条第6項</u>の規定により出頭した証人の要した実費弁償については、この条例の定めるところによる。</p>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の3第3項及び第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、<u>第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項</u>の規定により出頭した参考人、第199条第8項の規定により出頭した関係人、<u>第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項</u>の規定による公聴会に参加した者、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第29条第1項の規定により出頭した農地等の所有者、耕作者その他の関係人並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第8条第5項</u>の規定により出頭した証人の要した実費弁償については、この条例の定めるところによる。</p>